

平成15年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（自動車輸送関係）
関東運輸局

年末年始の輸送等の繁忙期に鑑み、自動車交通機関の安全の確保及び関係者の安全に関する意識の徹底を図るため、「平成15年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」に基づき、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

第1 期 間

平成15年12月10日（水）～平成16年1月10日（土）

第2 重点項目

今年度には、次の3点を重点項目とし、点検を実施する。

- (1) 飲酒運転、居眠り運転等を防止するための体制整備状況
- (2) 事故等発生時に乗客等の安全を確保するための体制整備状況
- (3) テロ防止のための警戒体制及び発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

第3 点検事項

年末年始の輸送等に関する安全総点検の点検事項は次のとおりとする。

- 1. 最高速度超過の禁止、過積載運行の禁止、過労運転の防止、適切な積載、適切な経路による運行、道路交通法等の関係法令の遵守等運行管理の実施状況
 - (1) 最高速度を遵守した運行が行われているか。
 - (2) 過積載運行の禁止が図られているか。
 - (3) 積載方法は適切に行われているか。
 - (4) 過労運転の防止が図られているか。
 - (5) 運行経路、運行指示は適切なものか。
 - (6) 道路交通法等の関係法令が遵守されているか。
 - (7) 運行管理規程の内容が関係法令等必要事項を満足しているか。
 - (8) 運行管理規程は、具体的かつ、分かりやすいものか。
 - (9) 運行管理規程等の社内規程の内容について運行管理者への周知徹底が図られているか。
 - (10) 安全服務規律等は、具体的かつ、分かりやすいものか。
 - (11) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要事項について規定されているか。
- 2. 運転者の運転免許証有効期限の把握状況
 - (1) 運転者の運転免許証の有効期限の把握は確実になされているか。
 - (2) 乗務前点呼において運転免許証の携帯について確認しているか。

(3) 自家用自動車運転中の道路交通法違反を含め把握に努めているか。

3. 飲酒運転、居眠り運転防止等乗務員への安全確保に関する指導・監督の実施状況（点呼・報告の厳正執行）

- (1) 飲酒運転の防止が図られているか。また、「飲酒運転防止対策マニュアル」及び「飲酒運転再発防止に向けた更なる措置」について周知が図られているか。
- (2) 乗務員の生活習慣について把握しているか。
- (3) 点呼は対面により確実に実施されているか。
- (4) 運転者に対し、運行の安全確保についての指示は確実に行われているか。
- (5) 運転者からの報告は確実に行われているか。
- (6) 事故の実態が把握され、再発防止について十分な指導・監督が行われているか。
- (7) 安全服務規律等社内規程の内容について乗務員への周知徹底が図られているか。
- (8) 最高速度の遵守、不法駐車の禁止等道路交通法等関係法令の遵守に関する運転者への指導・監督は適切に行われているか。

4. シートベルト着用推進の実施状況

- (1) シートベルト着用案内について確実に実施されているか。
- (2) シートベルトが常時着用可能な状態となっているか。
- (3) ウエビングベルト及びバックルの破損等について点検しているか。

5. 車両等の日常点検及び定期点検整備の実施状況

- (1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が確実に実施されているか。
- (2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造防止について徹底されているか。
- (3) 整備管理者に対し、自動車点検基準、整備管理規程等の遵守について周知徹底が図られているか。
- (4) 事業用自動車の自動車検査証の有効期間を確実に把握しているか。

6. 事故・事件等発生時の旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況

- (1) 事故・事件等及びテロが発生した場合、死傷者に対する処置及び緊急時の連絡等が迅速、かつ、的確に措置できる体制となっているか。また、運行管理者、運転者等に対し周知徹底が図られているか。
- (2) 事故・事件等及びテロ発生時における通報・連絡・指示に係る連携・責

任体制が明確となっているか。

- (3) テロ対策が確実に図られ、徹底されているか。
- (4) 車内・車庫内外等の点検・巡回が徹底して実施されているか。
- (5) 不審な宅配便等貨物の取扱い等の内容について、乗務員等への周知徹底が図られているか。

第4 実施要領

1. 運輸局、運輸支局における実施要領

運輸局、運輸支局及び自動車検査登録事務所においては、自動車検査独立行政法人と相互に連携して、次の事項を確実に実施するほか、リボンの着用、垂れ幕及び立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

- (1) 検査施設及び検査機器の点検整備を励行すること。
- (2) 庁舎内外の掲示物の点検を励行すること。
- (3) 自動車運送事業者等に対して、立入査察等を実施し、事業者の総点検に対する意識の高揚に努めるとともに、点検事項に係る点検実施状況を把握すること。

特に、旅客を輸送する事業者、基準緩和認定車両を保有する事業者及び危険物等を運搬する事業者に対して、立入査察等を積極的に行うこと。

- (4) 警察、その他関係機関の協力を得て街頭車両検査を実施し、特に過積載及び暴走行為を助長するような不正改造車の排除に努めるとともに、基準緩和車両の制限事項違反の取締り等を行い、車両の安全性の確保及び公害の防止について、使用者の意識の高揚に努めること。
- (5) 街頭車両検査及び立入査察等においては、シートベルト及びチャイルドシートの着用について関係者を指導すること。
- (6) 職員に対し、公用車を利用する場合には、シートベルトの着用はもちろん、私用車を利用する場合においても、シートベルト及びチャイルドシートの着用について周知徹底すること。

2. 自動車運送事業者における実施要領

自動車運送事業者においては、総点検最高責任者（以下「最高責任者」という。）及び各営業所に実施責任者（以下「責任者」という。）を選任し、第3の「点検事項」について、別紙1から3「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施結果報告書」（以下「点検報告書」という。）に基づき確実に点検を実施すること。

なお、責任者は、総点検の実施状況を隨時掌握するとともに不備事項については、早急に改善すること。

3. 自動車分解整備事業者における実施事項

自動車分解整備事業者においては、最高責任者及び各事業所に責任者を選任し、事業所内の整理・整頓、点検整備作業用機器の点検を実施するとともに、車両の安全を確保するため適正な整備作業を励行すること。

4. その他

(1) 総点検の趣旨の徹底

- ① 自動車使用者に対し、日常点検、定期点検整備の励行を指導するとともに、自動車整備関係団体、自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等の協力を求め、総点検の趣旨の徹底に努めること。
- ② 自動車関係団体及び傘下事業者は、垂れ幕、立て看板等を掲出するとともに、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。

- (2) 総点検は、警察当局、その他関係行政機関等との綿密な連絡のもとに、その協力を得て実施すること。

第5 報 告

総点検期間中に自動車運送事業者が実施した事項を別紙1から3「点検報告書」により運輸支局に報告させるとともに、運輸支局において別添の実施結果報告様式により平成16年1月30日(金)までに自動車技術安全部安全・環境課へ報告(期限厳守)すること。

安全総点検実施項目(自動車輸送関係)

| 点検事項 | 点 検 項 目 |
|---|--|
| 1. 運行経路及び道路状況の把握、過積載の禁止、過労運転の防止等、道路交通法等の関係法令の遵守等運行管理の実施状況 | <p>(1) 運行経路の把握は確実になされているか。 　・運行経路の調査を行っているか。</p> <p>(2) 気象情報、道路情報の把握は確実になされているか。 　・気象情報及び道路情報の確実な把握に基づく適切な運行経路の策定など運転者に対する安全運行のための指示の徹底がされているか。</p> <p>(3) 過積載運行の禁止が図られているか。 　・積載物品に応じた適性な車両の配置による過積載運行禁止に対する措置が徹底されているか。 　・偏荷重が生じないような適切な積載方法の徹底、確実な固縛の励行が行われているか。</p> <p>(4) 過労運転の防止が図られているか。 　・運行経路、休憩場所、休憩時間等を具体的に明示したゆとりのある運行計画が作成されているか。 　・連続運転時間、拘束時間、休憩時間などの労働時間が遵守されているか。</p> <p>(5) 道路交通法等の関係法令が遵守されているか。 　・制限速度及び道路状況に応じた安全速度の遵守、適切な車間距離の確保、脇見運転の防止等高速道路における追突事故防止は徹底されているか。 　・道路交通法の制限外積載許可及び道路法の特殊通行許可が必要な運行にあっては同許可が取得されているか。 　・基準緩和認定車両は適正に使用されているか。 　・危険物等運搬車両の安全確保が適正になされているか。</p> <p>(6) 運行管理規定の内容が関係法令等必要事項を満足しているか。 　・勤務時間・乗務時間の管理・乗務割りの作成、運転者の選任、事故の報告、運行記録計の管理、点呼の実施等の運行管理者の業務及びその処理並びにこれを処理するに足る運行管理者の権限が定められているか。 　・複数の運行管理者を選任する営業所にあっては、総括する運行管理者の選任に関する事項が定められているか。 　・その他事業用自動車の運行の安全確保に関し必要な事項が定められているか。</p> <p>(7) 運行管理規定は、具体的かつ分かりやすいものか。</p> <p>(8) 安全服務規律等は、具体的、かつ、分かりやすいものか。</p> <p>(9) 運行管理規程等の社内規程の内容について運行管理者への周知徹底が図られているか。 　・運行管理者の指導監督の計画及び実施状況の点検 　・研修等の受講状況の点検 　・規程類が常に容易に見られるような状態になっているか。</p> <p>(10) 事故の実態が確実に把握され、事故防止対策が図られているか。 　・事故の記録がされているか。 　・事故の原因の追求及び再発防止対策が図られているか。</p> |
| 2. 飲酒運転防止等乗務員への安全確保に関する指導・監督の実施状況 | <p>(1) 飲酒運転の防止が図られているか。 　・点呼時において、点呼するものが運転者に近づくなどして飲酒の有無の確認を厳正に実施しているか。 　・最終飲酒時間、量等の確認を行っているか。 　・アルコール検知器を導入しているか。</p> <p>(2) 点呼が確実に実施されているか。 　・運行計画の指示が確実に行われているか。 　・運転者の健康状態を確認しているか。 　・乗務員・乗客のシートベルト着用の徹底がなされているか。 　・高速バスの高速道路運行中の乗員(バスガイド)の着座は徹底されているか。</p> <p>(3) 運転者の報告は確実に行われているか。</p> <p>(4) 自動車事故の再発防止について十分な指導・監督が行われているか。 　・事故惹起運転者等に対する指導・監督が行われているか。 　・乗務員に対し事故防止についての教育が行われているか。</p> <p>(5) 安全服務規律等社内規定の内容について乗務員への周知徹底が図られているか。 　・乗務員の指導監督の計画の実施状況の点検 　・適性診断及び健康診断の受診状況の点検 　・規程類が常に容易に見られるような状態になっているか。</p> <p>(6) 最高速度の遵守等道路交通法等関係法令の遵守に関する運転者への指導は適切に行われているか。</p> <p>(7) 秩序ある駐停車が行われているか。</p> |
| 3. 車両等の日常点検及び定期点検整備の実施状況 | <p>(1) 自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検整備が実施されているか。 　・日常点検を確実に実施しているか。また、運行可否の決定を確実に行っているか。 　・定期点検整備を確実に実施しているか。また、点検整備記録簿を保存しているか。</p> <p>(2) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造の防止が徹底されているか。</p> <p>(3) 自動車点検基準等の社内規程の内容について整備管理者への周知徹底が図られているか。 　・整備管理者の指導監督の計画及び実施状況の点検 　・研修等の受講状況の点検</p> |
| 4. 事故・事件等発生時の旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況 | <p>(1) 事故・事件等及びテロが発生した場合、死傷者に対する処置及び緊急時の連絡等が迅速、かつ、的確に処理が行えるよう運行管理者等に対し周知徹底されているか。</p> <p>(2) 事故・事件等発生時(テロ発生時を除く)における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。</p> <p>(3) 事故・事件等発生時(テロ発生時を除く)における旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。</p> <p>(4) テロ対策が確実に図られているか。 　・旅客の避難誘導等のための連絡・指示体制が徹底されているか。</p> <p>(5) テロ発生時における通報・連絡・指示の責任体制が明確化されているか。</p> <p>(6) テロ発生時における旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制が組織的に実態に即した形で確立されているか。</p> <p>(7) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。</p> <p>(8) 車内・車庫内外等の点検・巡回が徹底して実施されているか。</p> <p>(9) 不審な宅配便等貨物の取扱い等の内容について、社員への周知徹底が図られているか。</p> |